

国民年金だより

障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受けることができる年金です。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師（以下、「医師等」といいます）の診療を受けた時に「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残った時は、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

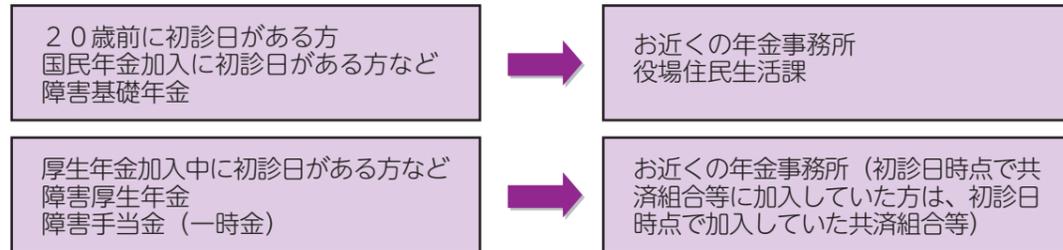
【支給金額】 平成27年4月分からの年金額（定額） 975,125円（1級）780,100円（2級）
 ※18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

【支給要件】 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。

- (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること
- (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

【手続き】 障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金（一時金）を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。お近くの年金事務所などにご相談ください。

○請求書類の提出先



○手続きの流れ

- ①初診日を確認のうえ、年金事務所や役場に相談します。
 - ・事前に保険料の納付要件や手続きに必要な書類を確認します。
- ②「年金請求書」を年金事務所や役場に提出します。
 - ・日本年金機構で、障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われます。
- ③「年金証書」「年金決定通知書」「年金を受給される皆様へ（パンフレット）」が日本年金機構からご自宅に届きます。
 - ・年金請求書の提出から約3カ月後に届きます。
 ※主治医に障害の状態を確認する必要がある等の理由により、審査に時間を要する場合があります。
 - ・パンフレットには、必要な届出などを記載しています。年金証書と一緒に大切に保管し、必要な時に読み返してお役立てください。
 - ・障害年金を受け取れない場合には、日本年金機構から不支給決定通知書が送付されます。
 - ・年金証書がご自宅に届いてから約1～2カ月後に、年金の振り込みが始まります。
 - ・年金請求時に指定された口座へ、偶数月に2カ月分振り込まれます。

ご不明な点は、お近くの年金事務所、役場住民生活課にご相談ください。

■問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512

清掃活動・河川愛護活動にご協力ありがとうございました

3月20日（日）と27日（日）にすばらしい大衡を創る協議会による村民総ぐるみ清掃活動及び河川愛護会による堤防の草刈り、清掃活動が村内一斉に行われました。「自分たちの住んでいる地域は自分たちで環境美化に努めましょう」を合言葉に行っているこの活動により、地域がきれいになるとともに、参加者の環境美化の意識がさらに深まりました。

今後も美しい環境を守っていけるように、これからも皆様のご協力をお願いいたします。早朝から風の強い中でのご協力ありがとうございました。



万葉の里 さんぽみち



みなさまからのホットな話題をお待ちしております。
 企画財政課 ☎341-8510

ご寄贈いただきました

4月15日（金）、中川孝一郎さん（衡下）から餅つき用の杵と臼を寄贈いただきました。

今後、村の新年会や学校の行事などに活用させていただきます。誠にありがとうございました。



春の交通安全県民総ぐるみ運動



4月6日（水）から15日（金）まで、春の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されました。

村内では、4月6日（水）に黒川地区交通安全協会大衡支部主催による交通安全祈願祭が、大衡駐在所隣の交通死亡事故者供養塔前で行われ、堀籠友也支部長並びに萩原村長をはじめ、関係者が交通事故ゼロを祈願しました。

また、運動期間内は村内の主要交差点において、村交通安全指導員、村交通安全母の会のほか、各種団体が参加のもと街頭キャンペーンが行われ、通勤途中のドライバーへ交通安全を呼びかけました。